

<主な石綿関連法規の変遷>

年号	法規、通達名	法規、通達の概要
昭和35年(1960)	じん肺法制定	国内におけるアスベスト(石綿)の法規制の始まりである。
昭和46年(1971)	労働基準法(特化則)の制定	労働基準法の下に特定化学物質等障害予防規則(特化則)が制定され、この規則の適用物質として「石綿」が指定された。
昭和47年(1972)	労働安全衛生法制定、特化則制定	労働基準法から独立して労働安全衛生法が制定され、特化則は労働安全衛生法の下に再制定された。
昭和48年(1973)	通達(特化則に係る石綿の作業環境中の測定について)	石綿粉じん測定方法に関する初の通知(メンブレンフィルタ法、X線回折法)
昭和50年(1975)	特化則の大改正	石綿5%超対象、取扱い作業も対象、吹付け石綿原則禁止、特定化学物質等作業主任者の選任、作業の記録、特殊検診の実施、掲示等
昭和51年(1976)	通達(石綿粉じんによる健康障害防止対策の推進について)	専用の作業衣の着用、作業衣の持ち帰り禁止等
昭和63年(1988)	告示「作業環境評価基準」	法規に規定されている各種物質の管理濃度を規定(石綿も対象)
平成元年(1989)	大気汚染防止法の改正・同施行令・同施行規則の改正	石綿を特定粉じんとし、特定粉じん発生施設の届出、石綿製品製造/加工工場の敷地境界基準を10f/Lと規定
平成3年(1991)	廃棄物処理法の改正	特別管理産業廃棄物として「廃石綿等」を新たに制定。吹付け石綿、石綿含有保温材等の石綿含有廃棄物が該当
平成7年(1995)	労安法施行令の改正	アモサイト、クロシドライトの製造等禁止
	労働安全衛生規則の改正	吹付け石綿除去作業の事前届出
	特化則の改正	石綿1%超までに対象が拡大、吹付け石綿除去場所の隔離等
平成8年(1996)	大防法の改正	特定建築材料(吹付け石綿)を使用する一定要件をみたくず建築物の解体・改造・補修する作業が「特定粉じん排出等作業」となり、事前届出、作業基準の遵守義務を規定
平成9年(1997)	大防法施行令・同施行規則の改正	
平成16年(2004)	労安法施行令の改正	石綿含有建材、摩擦材、接着剤等の10品目の製造等禁止
平成17年(2005)	石綿障害予防規則の制定	特定化学物質等障害予防規則から、石綿関連を分離し、石綿障害予防規則を制定。従来の特化則の石綿に係る規定に解体・改修での規制(届出、特別教育、石綿作業主任者等)を追加
平成18年(2006)	労安法施行令の改正	平成18年9月1日以後、石綿および石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を製造し、輸入し、譲渡し、提供し、または使用することが禁止されたことから、石綿建材の使用が全面禁止となった。
	石綿障害予防規則の改正	規制対象を石綿0.1%重量%超に拡大。一定条件下での封じ込め、囲い込み作業に対する規制の強化等
平成20年(2008)	石綿障害予防規則の改正	事前調査の結果の表示、隔離の措置を構すべき作業範囲の拡大・隔離の措置等、船舶の解体等の作業に係る措置
平成23年(2011)	石綿障害予防規則の改正	船舶の解体等について、建築物解体等と同等の措置を義務付け
平成26年(2014)	石綿障害予防規則の改正	吹付け石綿の除去についての措置、石綿を含む保温材や耐火被覆材などの取り扱いに関する規制の強化